物件調書				
物件番号	2501		予定価格 （月額）	９６９，１９２円
所在地	大阪市淀川区宮原一丁目７番３			
住居表示 （街区番号）	宮原一丁目７番街区			
貸付面積	828.37 ㎡			
使用用途	平面利用			
形状	明細図のとおり			
土地の状況	更地			
接面道路の状況	現況幅員　西側約 65m・南側約 20m 現況は現地にてご確認ください。			
用途地域	商業地域			
交通機関	鉄道	JR 新大阪駅・Osaka Metro 御堂筋線新大阪駅 の北方　約 300m　徒歩約４分		
	バス	大阪シティバス　宮原四丁目停留所 の北方　約 150m　徒歩約２分		
現況				
１	貸付範囲については、別紙図面にて確認してください。			
特記事項				
１	賃貸借期間			
	ア	当初の期間は、令和７年９月１日から令和８年３月 31 日までとし、賃貸借期間満了の３か月前までに申請を行えば、更に向こう１年更新することができるものとし、その後、同様に更新を繰り返すことで、最長、令和 12 年３月 31 日まで貸付けすることが可能です。 ※ただし、本市の土地活用上の理由等により必ずしも更新ができるものではありません。 ※また、契約に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。		
２	賃貸借料			
	ア	予定価格には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。契約の際は、消費税等（10%）が加算されます。		
	イ	本市が必要であると認めるときを除き、賃貸借料の変更はできません。		
３	土壌汚染や埋設物等			
	ア	本件地の一部について土壌汚染調査を実施した結果、砒素及びその化合物の値が土壌汚染対策法の定める指定基準値に不適合であることが		

		確認されています。本件地は、土壌汚染対策法第 11 条の形質変更時要届出区域の指定を受けており、土地の形質の変更を行う場合には、届出を行う必要があります。（参考 HP： https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000047635.html） なお、その施行方法が一定の基準に適合しない場合には、届出者に施行方法に関する計画の変更を命ぜられることがあります。詳細は、大阪市環境局環境管理部環境管理課土壌汚染対策グループ（℡：06-6615-7926）までお問い合わせください。 その他、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて借主の負担で対応してください。
	イ	種類、性質、又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも、本市はその一切の責任を負いません。
４	工作物設置等	
	ア	本件地を改修する際については、事前に本市と協議を行ってください。
	イ	舗装を行う場合や、ネットフェンス等工作物を設置または撤去する場合等において、その費用負担及び必要な申請等は、すべて借主で行っていただきます。
	ウ	本件地を改修した場合は、賃貸借契約期間が終了するまでに、本市の指示に従い、借主の費用負担で原状回復したうえ、本市に返還してください。
５	現地調査	
	ア	本件地の貸付期間中において、本件地周辺を整備する場合や本件地を調査する必要が生じた場合は、現地に立ち入ることがあります。 その際には、ご協力をお願いします。
６	本件地の管理	
	ア	賃貸借期間中は、周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件の除草や清掃等を行うなど、適正に管理してください。（貸付範囲周辺含む）
７	使用上の注意	
	ア	本件地においては、粉じん発生が予想される砕石・砂・残土等の置き場や、廃棄物等の仮置き場や中継地として使用することはできません。
	イ	悪臭・騒音・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。
８	その他	
	ア	月極め駐車場などとして使用する場合は、本市からの求めがあれば契約者情報や契約内容など必要な書類を速やかに提出してください。
問い合わせ先		契約管財局管財部管財課管財グループ　TEL06-6484-5156

周辺図

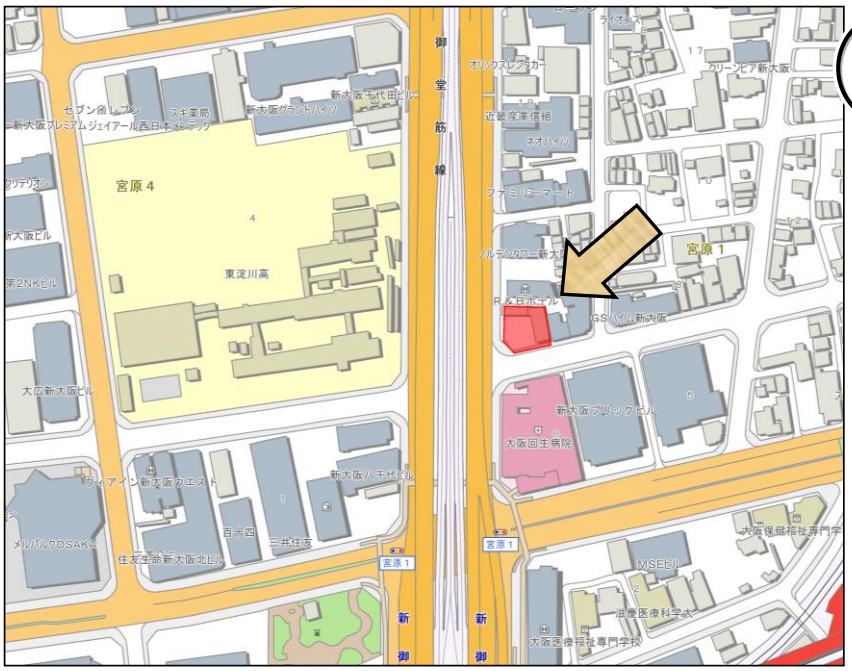

※現在の周辺の状況と異なる場合があります。
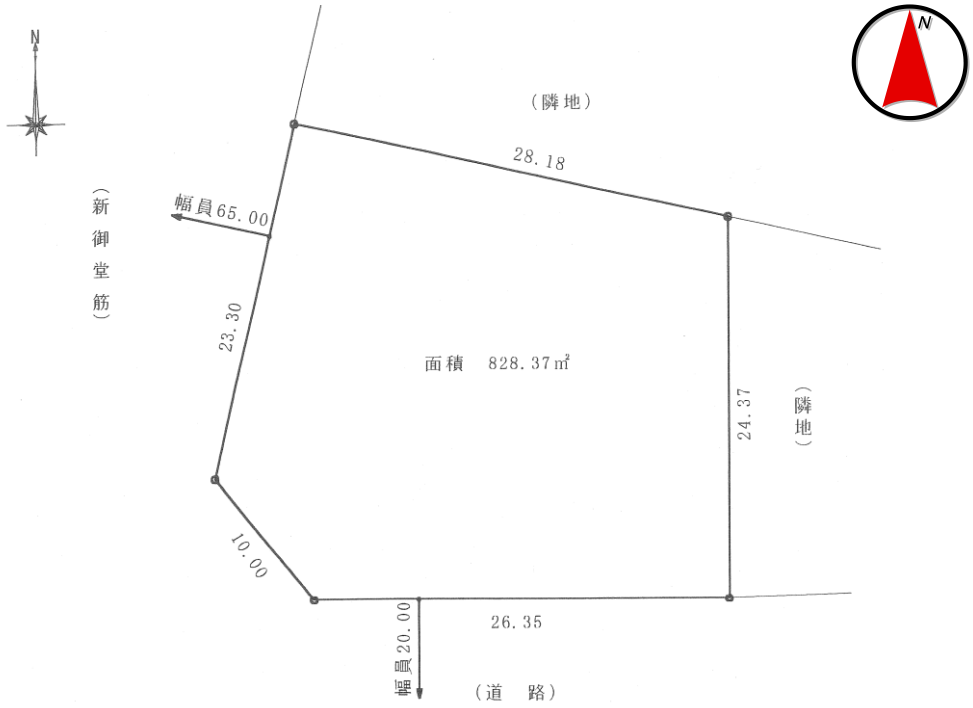
明細図